

福岡県公報

平成二十六年三月三十一日
号外 ②

目次

規則（第十九号―第三十号）

- 福岡県行政財産使用料条例別表第一の規定に基づく使用料の額を定める規則の一部を改正する規則（財産活用課）……………一
- 福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（県民文化スポーツ課）……………一
- 福岡県立もち文化センター条例施行規則の一部を改正する規則（県民文化スポーツ課）……………二
- 福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課）……………三
- 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（福祉総務課）……………四
- 福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）……………四
- 福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則（新産業・技術振興課）……………四
- 福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部を改正する規則（企画交通課）……………五
- 福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園街路課）……………五
- 福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則（教育庁体育スポーツ健康課）……………六
- 福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の

一部を改正する規則（教育庁体育スポーツ健康課）……………六

○福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（学事課）……………七

教育委員会

○福岡県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則（教育庁財務課）……………七

規則

福岡県行政財産使用料条例別表第一の規定に基づく使用料の額を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

福岡県行政財産使用料条例別表第一の規定に基づく使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

福岡県行政財産使用料条例別表第一の規定に基づく使用料の額を定める規則（昭和五十六年福岡県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、一七〇円」を「五、三三〇円」に、「一〇、三四〇円」を「一〇、六四〇円」に、「一五、五一〇円」を「一五、九六〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五九〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十号

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則（平成十七年福岡県規則第七十二号）

の一部を次のように改正する。

別表第一ミュージアムホールの部音響装置の項中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、同部映写機の項中「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に改め、同表その他の部マルチディスプレイ（一〇〇インチ）の項中「七九〇円」を「八一〇円」に改める。
別表第二の一の表中

四二〇円	二二〇円	を	四三〇円	二二〇円
------	------	---	------	------

に改め、同表の二の（イ）の表中

四、二〇〇円	四、二〇〇円	を	四、三二〇円	四、三二〇円
二、一〇〇円	二、一〇〇円	を	二、一六〇円	二、一六〇円
五、二五〇円	五、二五〇円	を	五、四〇〇円	五、四〇〇円
二、一〇〇円	二、一〇〇円	を	二、一六〇円	二、一六〇円
一、〇五〇円	一、〇五〇円	を	一、〇八〇円	一、〇八〇円

に改め、同表の二の（ロ）の表中

三、一五〇円	三、一五〇円	を	三、二四〇円	三、二四〇円
三、一五〇円	三、一五〇円	を	三、二四〇円	三、二四〇円
一、五七五円	一、五七五円	を	一、六二〇円	一、六二〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、同日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

福岡県立もち文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十一号

福岡県立もち文化センター条例施行規則の一部を改正する規則
福岡県立もち文化センター条例施行規則（平成十八年福岡県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。
別表第二中表の部分を次のように改める。

区分	品名	単位	金額 (一回につき)	備考
大ホール	所作台	一式	三、六五〇円	
	平台	一枚	一一〇円	
	仮設花道	一箇所	二、四三〇円	
	花道用所作台	一式	一、二一〇円	
	金屏風	一双	八五〇円	
	銀屏風	一双	八五〇円	
	毛せん	一枚	一一〇円	
	上敷	一枚	一一〇円	
	紗幕	一枚	六〇〇円	
	指揮台・譜面台	一組	二二〇円	
	譜面台	一台	四〇円	
	箱馬	一個	二〇円	
	折たたみ馬	一個	二〇円	
	演台	一台	六〇〇円	脇台を含む。
	花台	一台	一一〇円	
	反響板	一組	二、四三〇円	両側正面及び天井を各一組とする。
	補助椅子	一脚	四〇円	
	机	一脚	七〇円	
	ホワイトボード	一個	一一〇円	
	木頭ツケ板	一式	一一〇円	

録音再生機	ワイヤレスマイクroh1	マイクroh	コンデンサーマイクroh	拡声装置Bセット	拡声装置Aセット	先玉	ベーススタンド	ダブルマシン	波マシン	オーロラマシン	ミラーボール	エフェクトマシン	スタンド	ストリップライト	シーリングスポット	センターピンスポット	フロントサイドスポット	フットライト	ローアホリゾンタルライト	アッパーホリゾンタルライト	スポットライト	スポットライト	第三ボーダーライト	第二ボーダーライト	第一ボーダーライト	ピアノ	吊りバトン	吊りバトン
一台	一本	一本	一本	一式	一式	一個	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一本	一台	一台	一台	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一台	一個	一個
六〇〇円	九六〇円	三五〇円	六〇〇円	二、四三〇円	一、八二〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	八五〇円	一一〇円	一七〇円	二三〇円	一、二一〇円	二三〇円	二九〇円	九六〇円	九六〇円	二〇〇ワット	二〇〇ワット	三五〇円	三五〇円	三五〇円	三、六五〇円	三五〇円	六〇〇円
一チャンネル														一〇〇ワット	一キロワット	二キロワット	一キロワット	六〇ワット	二〇〇ワット	二〇〇ワット	五〇〇ワット	一キロワット	一五〇ワット	一五〇ワット	一五〇ワット	調律料を含まない。	手動式	電動式

する。

福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

全館共通	マイクスタンド	一台	六〇円	
	エレベーターマイク rohン装置	一台	三五〇円	電動式
小ホール	スクリーン	一式	一、二一〇円	スクリーンのみ使用の 場合
	楽屋	一室	六〇〇円	
小ホール	シャワー室	一室	六〇〇円	
	拡声装置A	一式	一、二一〇円	固定式
	カセットテープレコ ーダー	一台	六〇〇円	
	CDプレーヤー	一台	六〇〇円	
	マイクroh	一本	二二〇円	有線
	ピアノ	一台	二、四三〇円	調律料は含まない。
	コンセント	一個	一一〇円	一キロワット
	移動式スクリーン	一式	六〇〇円	
	オーバーヘッドプロ ジェクター	一台	六〇〇円	
	スライド映写機	一台	六〇〇円	
全館共通	パネル	一面	六〇円	
	パネル支柱	一脚	二〇円	
	TVビデオセット	一式	一、二一〇円	
	レーザーポインター	一個	一一〇円	
	ワイヤレスマイクroh 2	一本	六〇〇円	
	拡声装置B	一式	六〇〇円	移動式
	その他の設備・器具	一個	五、一二〇円	

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則（平成十四年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「六、三六〇円」を「六、五四〇円」に、「一、八五〇円」を「一、九一〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十三号

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、一〇〇円」を「一、二二〇円」に、「一、二二〇円」を「一、一四〇円」に、「九一〇円」を「九四〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に改める。

別表第二中「六六〇円」を「六七〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に改める。

「一、一〇〇円」を「一、二二〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一六六〇円」を「一、七〇〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に、「四五〇円」を「四七〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「四、四三〇円」を「四、五四〇円」に、「九一〇円」を「九四〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「三五〇円」を「三六〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「一七〇円」を「一八〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四三〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十五号

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則（平成五年福岡県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇五〇円」を「一、〇七〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十六号

福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県建設技術情報センター条例施行規則（平成七年福岡県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九四〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県建設技術情報センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる福岡県建設技術情報センター条例（平成七年福岡県条例第二十九号）の規定による利用の承認に係る使用料について適用し、同日前にされた同条例の規定による利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十七号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「に徴収した手数料」を「の使用に係る使用料」に改め、「大濠公園能楽堂」の下に「及び筑後広域公園芸術文化交流施設」を加え、「手数料」を「使用料」に改める。

第十三条の見出し中「手数料」を「使用料」に改める。
別表第二中表の部分の部分を次のように改める。

施設名	区分		単位	金額
	区	分		
野球場の照明	春日公園	全点灯	三〇分以内	五、四三〇円
		六〇パーセント点灯	三〇分以内	七、九四〇円
野球場の照明	春日公園	全点灯	三〇分以内	一、一八〇円
		四〇パーセント点灯	三〇分以内	七、九四〇円
球技場の照明	全点灯	五〇パーセント点灯	三〇分以内	七、八〇〇円
		三五パーセント点灯	三〇分以内	二〇、五九〇円
球技場の照明	一七パーセント点灯	全点灯	三〇分以内	一四、五三〇円
		半点灯	三〇分以内	七、七三〇円
庭球場の照明	筑豊緑地（球技場）	全点灯	三〇分以内	五三〇円
		半点灯	三〇分以内	二、〇五〇円
庭球場の照明	筑豊緑地（ソフトボール場）	全点灯	三〇分以内	一、〇二〇円
		半点灯	三〇分以内	八二〇円
多目的広場の照明	筑後広域公園（多目的運動場）	全点灯	三〇分以内	二、三五〇円
		内野点灯	三〇分以内	一、二三〇円
多目的広場の照明	筑後広域公園（多目的運動場）	外野点灯	三〇分以内	一、四三〇円
		全点灯	三〇分以内	一、三五〇円
スコアボード			一回	一、三五〇円
放送設備			一回	二、四八〇円
温水シャワー			一人・一回	一二〇円

浴場	一人・一回	五一〇円	
コインロッカー	一回	五〇円	
茶道具	一式	一、四九〇円	
	一点	三〇円	
自動計時装置	一回	三、三五〇円	
移動式電光掲示板	一回	六、七〇〇円	
音響装置	大交流施設	一式・一回	一、七〇〇円
	教室・工房三	一式・一回	一、一三〇円
演台・花台	一式・一回	六七〇円	
司会者台	一式・一回	二〇〇円	
ダイナミックマイクロホン	一本・一回	三二〇円	
ワイヤレスマイクロホン	一本・一回	九〇〇円	
卓上型マイクスタンド	一本・一回	六〇円	
芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設	一本・一回	六〇円	
床上型マイクスタンド	一本・一回	六〇円	
ビデオプロジェクター	一式・一回	九三〇円	
移動式スピーカー	一式・一回	四六〇円	
移動式スクリーン	一式・一回	六〇〇円	
テレビモニター	一式・一回	六七〇円	
電気窯	電気ろくろ	一式・一回	一、三一〇円
	本焼	一台・一回	四、一五〇円
	素焼	一台・一回	二、六〇〇円

別表第二の備考三中「相当する額」の下に「とする。」を加える。

様式第四号及び様式第五号中「福岡県知事 〓」を「福岡県知事 〓」に改める。
(指定管理者)

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十八号

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則（昭和四十九年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一三〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四三〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八二〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十九号

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則（平成十七年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二、四四〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一三〇円」に、「六、一一〇円」を「六、二七〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に、「六五、三四〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「三九、〇四〇円」を「四〇、〇三〇円」に、「一五、五九〇円」を「一五、九九〇円」に、「七九〇円」を「八一〇円」に改める。

別表第二中「一三、〇八〇円」を「一三、四二〇円」に、「六、五四〇円」を「六、

七一〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三五〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

別表第四中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十号

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「償却資産のうち、建物及びその附属設備について」を「償却資産について、」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

第十七条の見出しを「（条例第三条に規定する重要な財産の処分等の認可申請）」に改め、同条第一項中「規定により」の下に「条例第三条に規定する」を加え、同条を第十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（条例第二条に規定する重要な財産）

第十八条 福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例（平成十七年福岡県条例第四十六号。以下「条例」という。）第二条に規定するその他知事が定める財産は、地方公共団体からの出資に係るものうち法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額が五十万円未満のものとする。

第十六条を第十七条とし、第十条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

第十条 知事は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に

係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条においてこれらを「除去費用等」という。）について、その除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた除去費用等については、減価償却費及び利息費用として計上せず、当該除去費用等と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則

福岡県立学校授業料減免規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立学校授業料等減免規則

第一条中「「条例」」を「「授業料条例」」に改め、「授業料」の下に「及び福岡県立高等学校通信教育入学科及び受講料条例（昭和三十四年福岡県条例第二十一号。以下「受講料条例」という。）」を加える。

第二条第一項中「条例」を「授業料条例」に改め、「第六条第一項」の下に「及び受講料条例第四条第一項」を加え、「事情」を「事由」に改める。

第三条中「授業料」を「授業料等」に改める。

第四条中「授業料減免」を「授業料等減免」に、「当該学年の最終月」を「当該年度の三月」に、「授業料」を「授業料等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定に関わらず、入学の月に授業料等の減免を許可したときは、授業料等減免の期間はこれを許可した月から当該年度の三月までの間とする。

第五条中「授業料」を「授業料等」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(受講料の減免額)

第六条 減免する受講料の額は、受講料条例第二条に定める額を十二で除した額に第四条に規定する減免期間の月数を乗じた額とする。
様式第一号から第四号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条)

授 業 料 等 免 除 (減 額) 願 書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

学校 全日制
定時制 第 学年
通信制
専攻科

氏 名 印
保護者氏名 印

下記の事由により平成 年 月から授業料等の 免除 減額 を受けたいので関係書類を添えてお願いします。

記

様式第 3 号 (第 3 条)

意 見 書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県立

学校長

公
印

全日制
 本校生徒 定時制 第 学年 (生徒氏名) の授業料等 免除
 通信制 減 額 願書の進達に当たり、
 専攻科

下記のとおり意見を申し述べます。

記

備考

意見の内容についてはその家庭が学資の負担に堪えられないようになった経過並びに現在の家計の状況等について特に具体的に記載すること。

様式第 4 号 (第 4 条)

授 業 料 等 減 免 更 新 願

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

学校 全日制
定時制 第 学年
通信制
専攻科

氏 名 印
保護者氏名 印

平成 年 月 から授業料等 免除 減額 を受けておりますが更新を受けたいので

関係書類を添えてお願いします。

校長の意見

福岡県立 学校長 印

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。